

- 講じます。
- ②当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ④事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。 管理者 遠藤美奈
- ⑤虐待等の発生防止、早期発見に加え、虐待等が発生した場合、その再発を確実に防止するための対策を検討するための虐待防止委員会を設置します。
- ⑥虐待を含め苦情相談については、事業所の苦情解決責任者が受付し、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益がないように配慮し、苦情解決の対応をします。
- ⑦利用者またはご家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会、市町村等の適切な窓口へご案内する等の成年後見制度の利用支援を行います。

11 感染症予防及び蔓延防止の取り組み

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう下記の措置を講じます。

- ・職員の健康状態について、必要な管理を行います。
- ・事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
- ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を準備しています。
- ・職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

12 業務継続計画の策定等について

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

当事業者は、重要事項説明書に基づき指定訪問介護事業所「かあさん」のサービス内容及び重要事項の説明をいたしました。

令和	年	月	日
事業者	住 所	福島県伊達市霊山町掛田字岡30番地の9	
	事業所	指定訪問介護事業所「かあさん」	
	管理者	遠藤 美奈	
説明者	職 名		
	氏 名		

上記のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

利用者	住 所
	氏 名
身元保証人	住 所
	氏 名

-----個人情報利用同意書-----

医療法人 ゆう愛会 殿

- (A)
- 私又は私の家族は、個人情報に関し、サービス計画を作成するために他の事業者等により情報提供を求められた場合は、その関係人に情報を提示することについて以下のとおりといたします。
- (B)
- 私又は私の家族は、個人情報に関し、インターネットホームページや広報誌等において、サービス利用時等の映像を使用することについて以下のとおりといたします。

1. (A)、(B)ともに個人情報の提供に同意します。
2. (A)についてのみ個人情報の提供に同意します。
- ※該当する番号に○印をつけてください。

令和	年	月	日
利用者	住 所		
	氏 名		
身元保証人	住 所		
	氏 名		